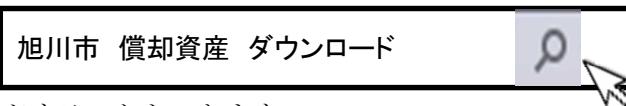


## 5 申告用紙・e L T A X等について

### ア) 申告書などの書類の入手方法

申告書などの書類が必要な場合は、資産税課償却資産係まで御連絡ください。 電話 0166-25-5904（直通）

またインターネットで、



の検索キーワードからダウンロードすることもできます。

### イ) e L T A X（エルタックス、地方税ポータルシステム）による償却資産の申告について

インターネットを利用した e L T A X（エルタックス、地方税ポータルシステム）による固定資産税（償却資産）の申告が可能です。詳しくは下記ホームページを御確認ください。

- e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

- e L T A X御利用に際して、御不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com>



### ウ) 自社電算処理により申告する方

自社電算処理により申告される方は、令和8年1月1日現在で所有されている全ての資産について次の項目を必ず記載して御提出ください。

- A) 評価額
- B) 課税標準額
- C) 所有者コード…旭川市から送付した申告書の右上に記載されている11桁の数字（7・8ページ参照）